

国土交通省住宅局における バリアフリーに関する取組

2020年1月31日

国土交通省住宅局建築指導課

国土交通省住宅局におけるバリアフリーに関する取組

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正・周知等

国土交通省では、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(以下、「ガイドライン」という。)を策定し、全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供し、周知に努めている。

●**建築設計標準とは** 全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして定めたもの。

- 記載事項**
- ①高齢者、障害者等からのニーズを踏まえた設計の基本思想
 - ②設計を進める上での実務上の主要なポイント
 - ③建築物移動等円滑化基準を実際の設計に反映する際に考慮すべき内容
 - ④建築物のバリアフリーの標準的な内容

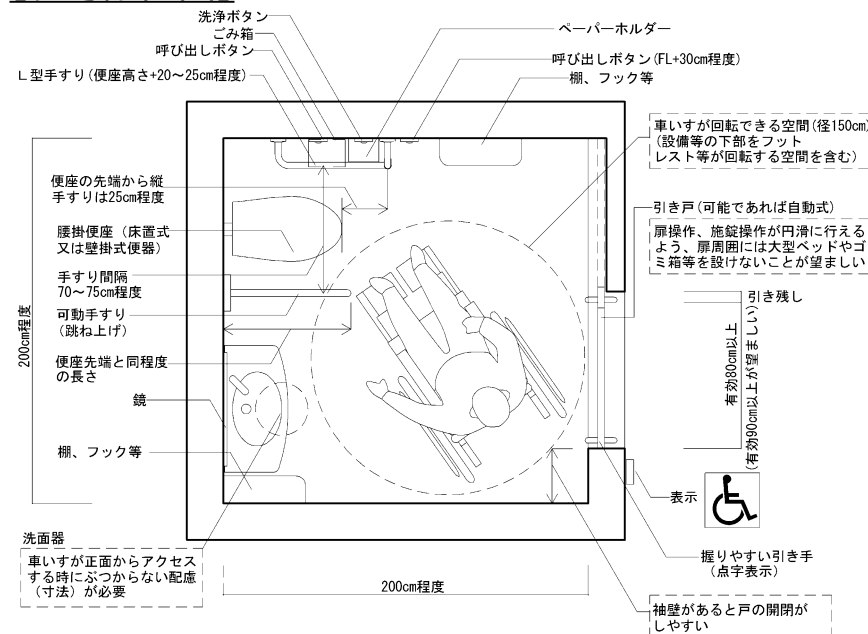
を図表や設計例を交えて、解説することとしている。加えて、高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者のニーズに応えるため、施設の実情に応じて設計時に考慮することが望ましい留意点を記載している。

●**具体的な内容は、「第2章 単位空間等の設計」に設計標準、参考配置図、設計例等で示している。**

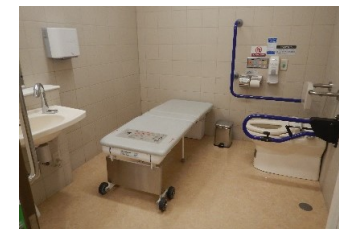
便所・洗面所の設計標準(抜粋)

- 法令に基づく基準
- 設計の考え方(社会的にニーズを踏まえたバリアフリー設計の基本的考え方)
- 設計のポイント(設計を進める上での実務上の主要ポイント)
- 設計標準(整備内容及びその標準的な実現方法)
 - ・配置、設置数、出入口、広さ、戸の形状、設備等
 - (1)個別機能を備えた便房の設計標準
 - (2)多機能便房の設計標準
 - (3)簡易型機能を備えた便房の設計標準
 - (4)その他の便房、便所・洗面所の設計標準
 - (5)改善・改修のポイント
 - (出入口の有効幅員の記載例)
 - ・原則80cm以上とする。利便性を考慮すると90cm以上とすることが望ましい等

【参考配置図】



【設計例】

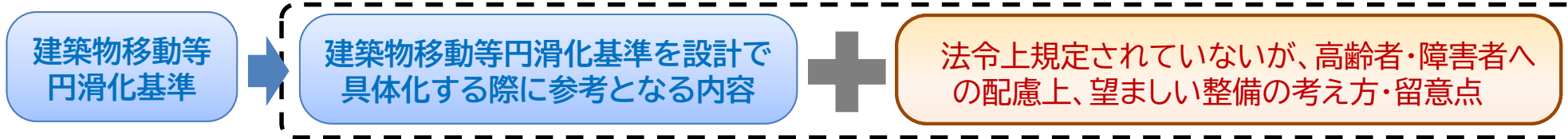


折りたたみ式大型ベッドのある便房

●建築設計標準の位置づけ

法に基づく基準
(バリアフリー法令)

建築設計標準
(全ての建築物を対象とした、設計ガイドライン)



● 建築設計標準「単位空間等の設計」の記載例

法に基づく基準	建築設計標準	
	建築物移動等円滑化基準を設計で具体化する際に参考となる内容	法令上規定されていないが、高齢者・障害者への配慮上、望ましい整備の考え方・留意点
(便所)政令14条第1項第1号 一 便所内に、車椅子を使用している者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房を1以上設けること。	・異性介助に配慮し、少なくとも1以上の車いす使用者用便房は、男女が共用できる位置に設ける。	・従来の「多機能便房」内にあった各種設備・機能を、便所全体に適切に分散して配置することが重要となる。 ・利用者の分散を図る観点から、乳幼児連れ利用者に配慮した設備を「多機能便房」に設けることは避けることが望ましい。
(国交省告示第1496号) 政令14条第1項第1号に規定する車椅子使用者が円滑に利用できるものとして国交省大臣が定める構造は次に掲げるものとする。 一 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 二 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	・各設備を使用でき、車いす利用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。 ・便房の標準内法寸法は200cm×200cm程度とする。設備等の形状、配置によって、必要な広さは変わること留意する。 ・介助者の同伴等、多様な動作が可能なスペースを確保する。	・自動式引き戸の場合、施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも解錠できるものとする。 ・自動式引き戸の場合、自閉式上吊り引き戸(ストッパー若しくは一時停止装置又は自動閉鎖時間の調整機能を持ち、閉まり際で減速するもの)とすることが望ましい。 ・腰掛便座は、温水洗浄便座とすることが望ましい。 ・便房内でも聴覚障害者に非常警報が分かるよう、フラッシュライト等の光警報装置を設けることが望ましい。

バリアフリー法(建築物部分)

- 建築主等によるバリアフリー情報の提供
- 地方公共団体による条例制定の推進(基本方針の改正)
- 床面積の合計が2,000㎡以上、かつ50室以上のホテル又は旅館の建築時に義務づけられる、車椅子利用者用客室の設置数を、建築する客室数の1%以上に改正

国土交通省住宅局におけるバリアフリーに関する取組

小規模店舗のバリアフリーに関する取組

- ・バリアフリー法第14条に基づく条例制定の要請
- ・関係省庁及び関係業界団体への要請
- ・小規模店舗に係るバリアフリー化の実態調査

バリアフリー法第14条に基づく条例制定の要請

- 平成30年10月、バリアフリー法に基づく基本方針において、区域を限って義務付け対象となる規模の引下げが可能であることを明確化。
- 地方公共団体に対して、当該基本方針の改正内容、既に条例を策定済みの地方公共団体における具体的な取組状況について情報提供を行い、条例による義務付け対象となる規模の引下げに向けた前向きな対応を要請している。
- 令和元年10月現在、バリアフリー法第14条第3項に基づく条例を制定し、店舗を対象に条例で義務付け対象となる規模を引き下げている地方公共団体は、8都府県6市区。

条例による店舗※の義務付け対象規模の設定状況

自治体名	床面積の合計	自治体	床面積の合計	自治体	床面積の合計
埼玉県	200㎡以上 ^(注1)	横浜市	300㎡以上	京都市	1,000㎡以上
東京都	500㎡以上	川崎市	500㎡以上	大阪府	200㎡以上 ^(注2)
世田谷区	200㎡以上	石川県	1,000㎡以上	兵庫県	100㎡以上
練馬区	200㎡以上	高山市	500㎡以上	鳥取県	全て ^(注2)
神奈川県	500㎡以上	京都府	1,000㎡以上		

※ ①百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 ②飲食店
 ③理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行
 その他これらに類するサービス業を営む店舗

(注1):用途により義務付け対象規模が異なる

(注2):EV等、建築物移動等円滑化基準の項目により義務付け規模が異なる

関係省庁及び関係業界団体への要請

○ 令和元年9月以降、関係省庁(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、中小企業庁)と、小規模店舗のバリアフリー化に係る取組みを共有し、業界団体を通じた取組みを要請。

※小規模店舗のバリアフリー化を推進するため、業を所管する関係省庁(総務省、金融庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、中小企業庁)及び業界団体に、本検討会・小規模店舗WGに参加頂いている。

用途	関係省庁	関係業界団体
全て	・厚生労働省 ・経済産業省 ・中小企業庁	・全国生活衛生同業組合連合会 ・一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会 ・一般社団法人 日本ショッピングセンター協会 ・全国中小企業団体中央会 ・日本商工会議所 ・全国商工会連合会 ・全国商店街振興組合連合会
物販店舗	・農林水産省 ・経済産業省	・一般社団法人 日本スーパーマーケット協会 ・一般社団法人 全国スーパーマーケット協会 ・日本チェーンストア協会
飲食店舗	・厚生労働省 ・農林水産省	・全国飲食業生活衛生同業組合連合会 ・一般社団法人 日本フードサービス協会
サービス店舗	・総務省 ・金融庁 ・厚生労働省	・日本郵便株式会社 ・一般社団法人 全国銀行協会 ・全国理容生活衛生同業組合連合会 ・全日本美容業生活衛生同業組合連合会

小規模店舗に係るバリアフリー化の実態調査

○改正バリアフリー法の附帯決議を踏まえ、小規模店舗を対象として、バリアフリー法の義務基準(建築物移動等円滑化基準)への適合状況について調査を実施

調査概要

- 調査期間:
2018年11月1日～2019年1月31日(3ヶ月間)
- 調査対象機関:
全国の特定行政庁及び指定確認検査機関
- 調査対象建築物
[百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗]
・日用品販売店舗・百貨店、マーケット、物品販売店舗
[飲食店等]
・飲食店、食堂又は喫茶店、料理店
[理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗]
・郵便法の規定により行う郵便の業務の用に供する施設、理髪店・美容院等、銀行の支店等、物品販売業を営む店舗以外の店舗
- 調査内容:
調査期間中に、確認済証を交付した2,000㎡未満の小規模店舗等について、建築物移動等円滑化基準への適合状況の調査を実施

改正バリアフリー法附帯決議

- 改正バリアフリー法附帯決議(衆議院)(抄)
(平成30年4月18日)
四 地方公共団体は地域の実情に応じて、二千平米未満の小規模店舗について、バリアフリー化の基準適合義務を条例により課することが可能であることを踏まえ、その一層の促進を図るため、政府としても**小規模店舗のバリアフリー化の実態把握**に努めるとともに、ユニバーサルデザイン化に向けて所要の措置を講じること。
- 改正バリアフリー法附帯決議(参議院)(抄)
(平成30年5月18日)
八 二千平米未満の小規模店舗におけるバリアフリー化の一層の促進を図るため、**小規模店舗のバリアフリー化の実態把握**、また、地域の実情に応じて条例によりバリアフリー化の基準適合義務を課することが可能であることについての地方公共団体への周知等に努めるとともに、ユニバーサルデザイン化に向けて所要の措置を講ずること。

小規模店舗に係るバリアフリー化の実態調査

■調査結果の概要

- ・床面積2,000㎡未満の小規模店舗の**全体の適合率は19.3%**(図1)
- ・条例による適合建築物を除く適合率は**12.8%**(図2)
- ・また、条例による対象規模の引下げを実施している地方公共団体の適合率は、**34.3%**(図3-1)
- ・そのうち、条例による適合建築物を除く適合率は、**16.7%**(図3-2)
- ・条例による対象規模の引下げを実施していない地方公共団体の適合率は**11.1%**(図4)
- ・図3-2と図4の比較より、地方公共団体による条例制定による対象規模の引下げは、条例対象外の小規模店舗のバリアフリー化にも一定の効果が見られる。

【図3】

条例で対象規模の引下げを実施している地方公共団体における適合率

(n=1,045、うち条例適合建築物を除くn=824)

図3-1

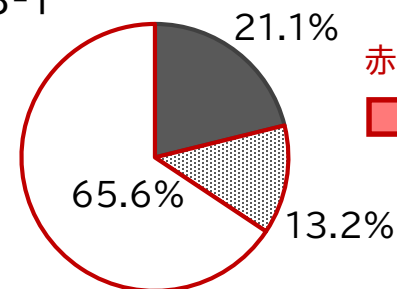
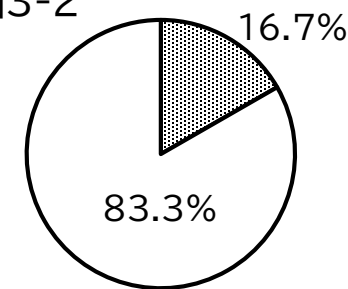


図3-2



■適合(条例対象)(n=221)

▨適合(条例対象外)(n=138)

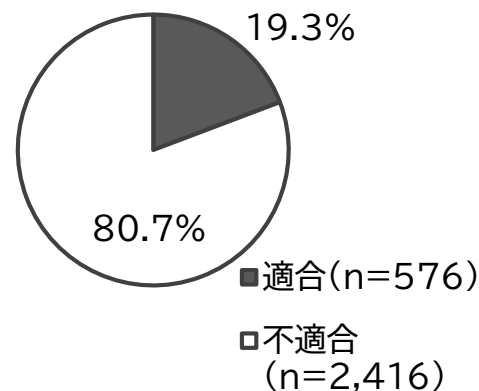
□不適合(n=686)

▨適合(条例対象外)(n=138)

□不適合(n=686)

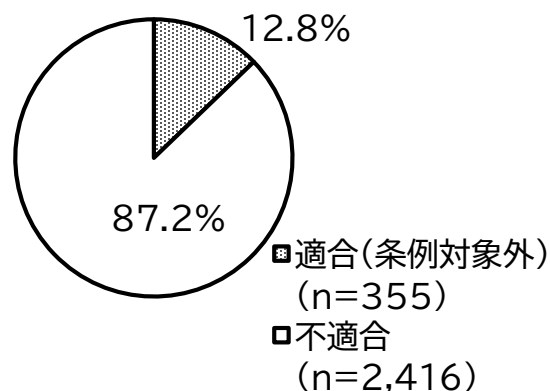
【図1】

全体の適合率
(全体、n=2,992)



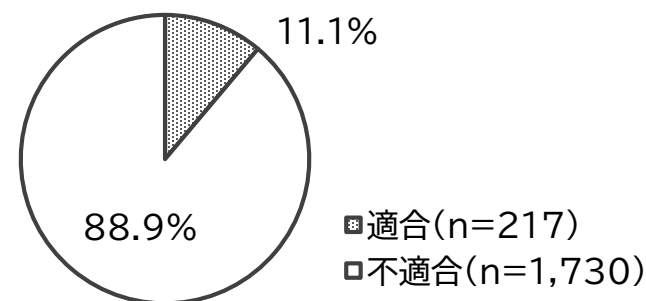
【図2】

条例による適合建築物(n=221)
を除く適合率(全体、n=2,771)



【図4】

条例で対象規模の引下げを実施していない地方公共団体における適合率(n=1,947)



▨適合(n=217)

□不適合(n=1,730)

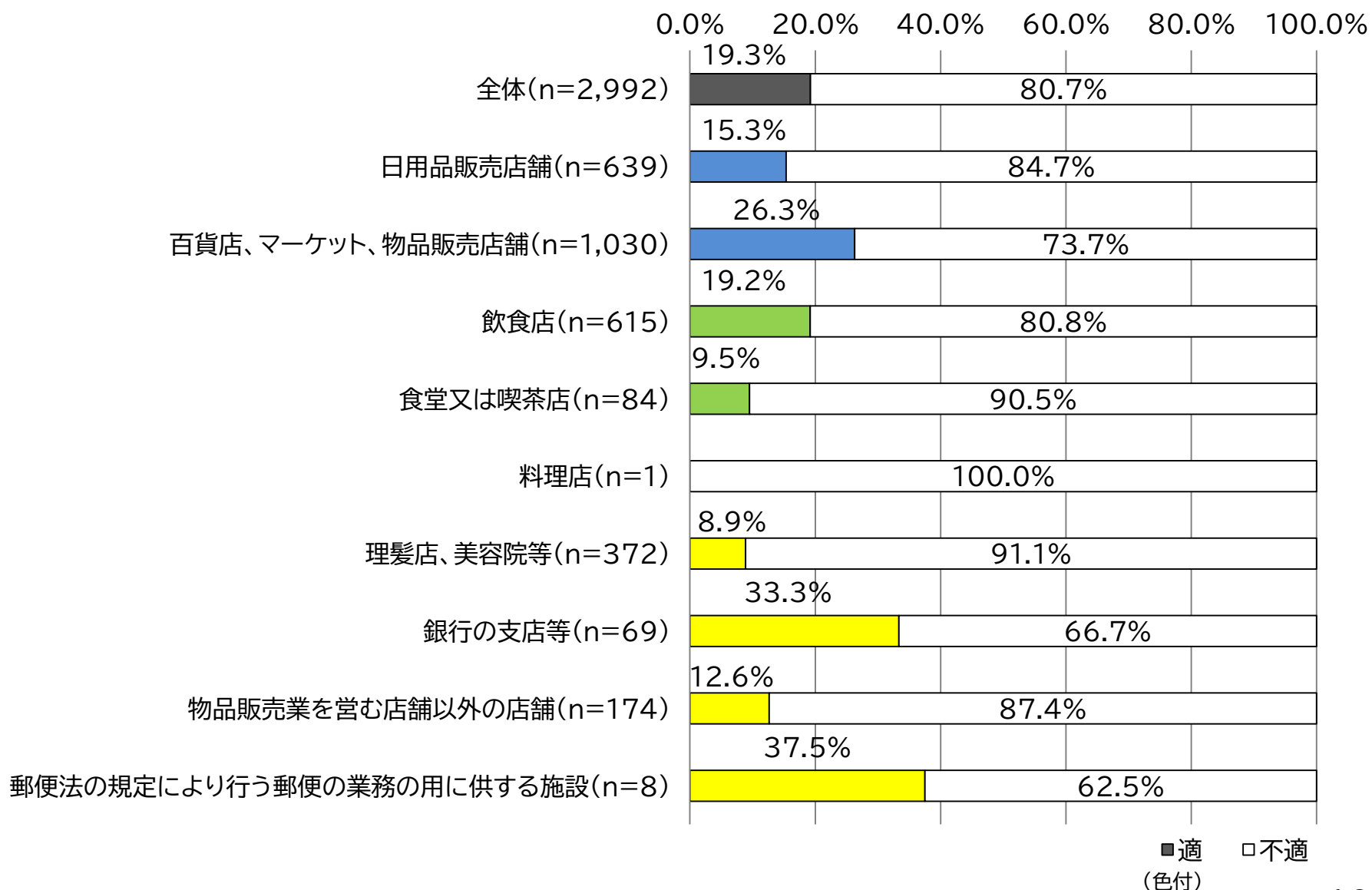
小規模店舗に係るバリアフリー化の実態調査

■用途ごとの適合率 全体(n=2,992)

物販
店舗

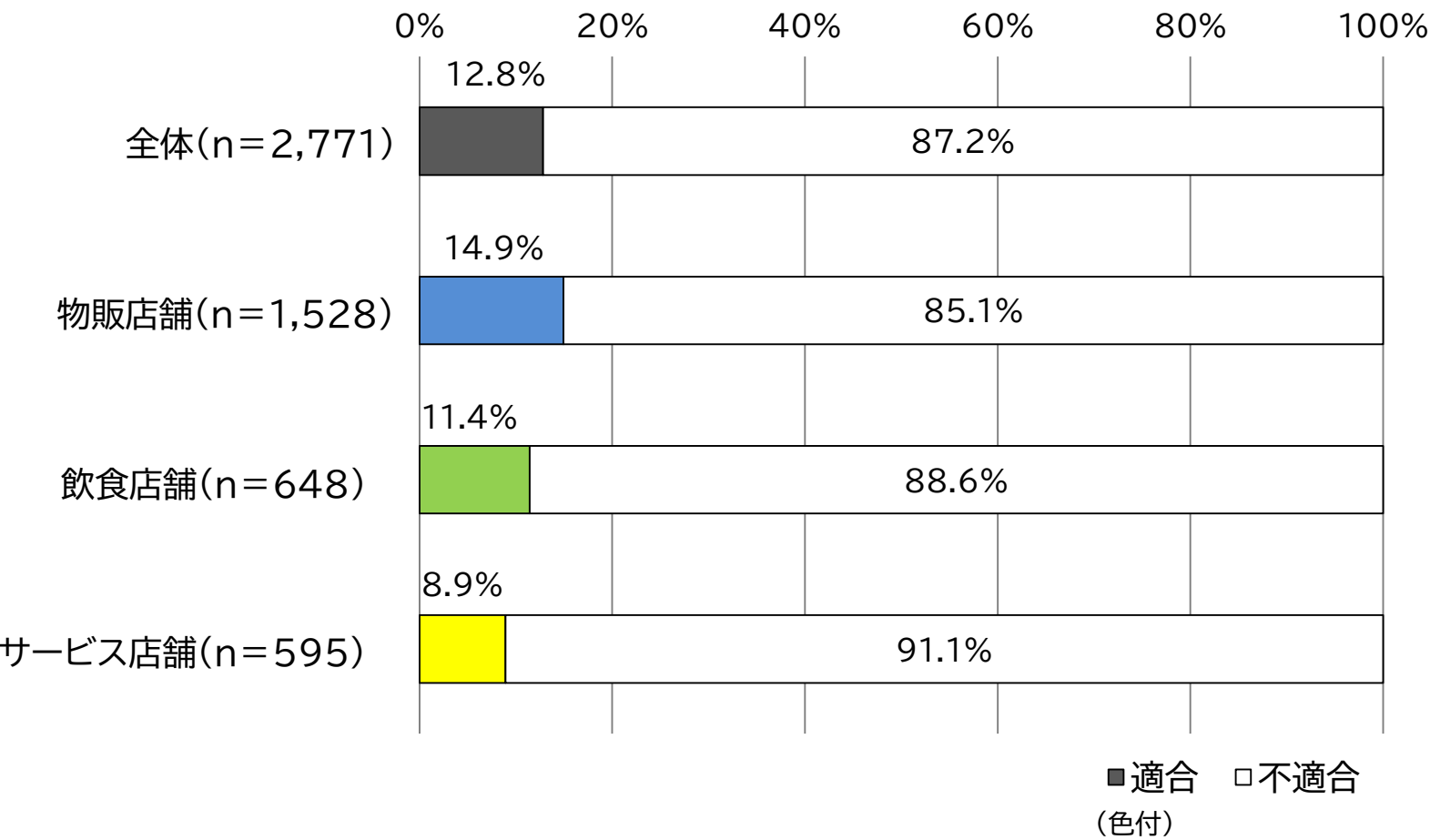
飲食
店舗

サー
ビス
店舗



■ 条例による適合建築物(n=221)を除く小規模店舗における
建築物移動等円滑化基準への適合率 (物販店舗・飲食店舗・サービス店舗別) 全体(n=2,771)

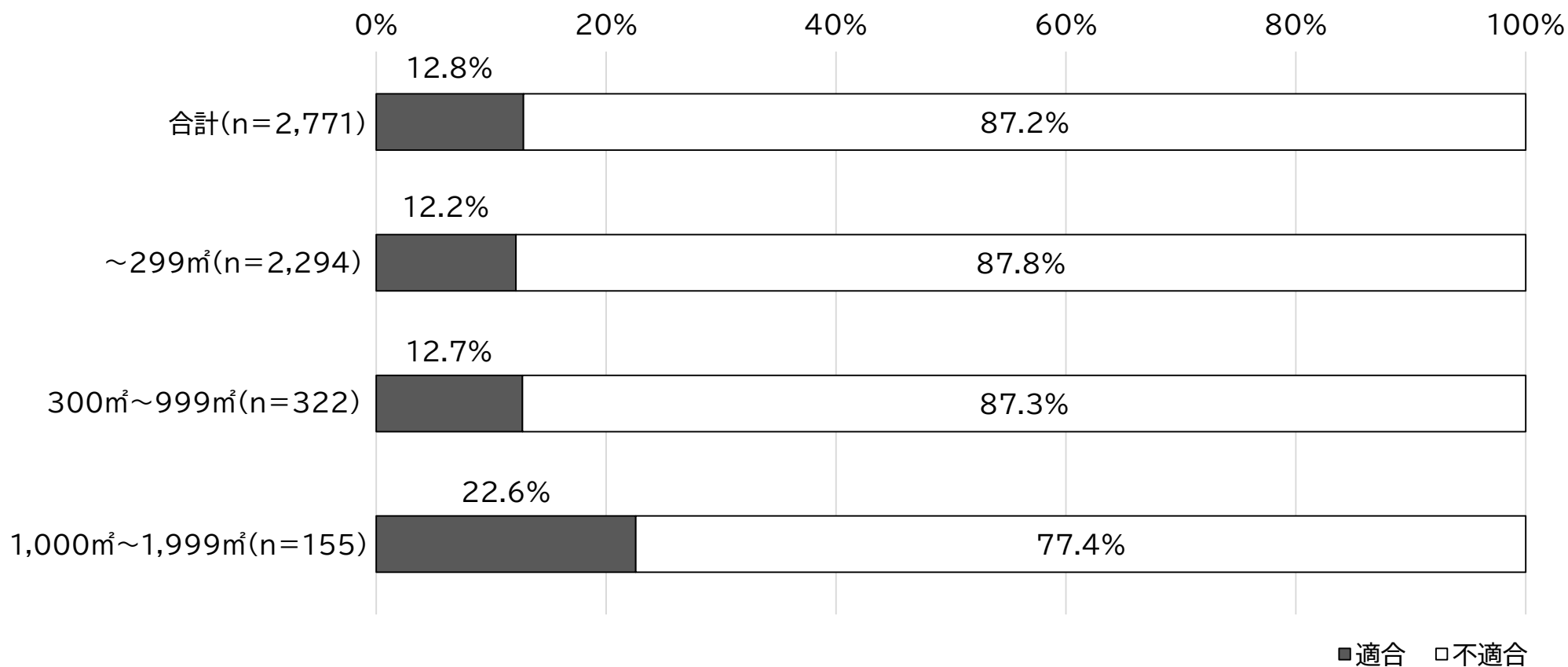
- 物販店舗、飲食店舗、サービス店舗の適合率には、大きな差は見られない。



小規模店舗に係るバリアフリー化の実態調査

■ 条例による適合建築物($n=221$)を除く小規模店舗における
建築物移動等円滑化基準への適合率（規模別）

- 大規模な建築物の方が、小規模な建築物よりも、適合率が高い傾向にある。



まとめ

<適合・不適合の状況>

- 2,000㎡未満の小規模店舗の全体の適合率は**19.3%**
- また、条例による適合建築物を除く2,000㎡未満の小規模店舗の適合率は**12.8%**
- 地方公共団体の条例制定による対象規模の引下げは、条例対象外の小規模店舗のバリアフリー化にも一定の効果が見られる。
- 物販店舗、飲食店舗、サービス店舗の適合率には、大きな差は見られない。
- 大規模な建築物の方が、小規模な建築物よりも、適合率が高い傾向にある。

国土交通省住宅局におけるバリアフリーに関する取組

重度の障害、介助者等に配慮した設計等に関する考え方・留意点

(建築設計標準 第2部 第2章 単位空間等の設計、ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準からの主な記述の抜粋)

2.7 便所・洗面所(抜粋)

◆ 設計のポイント ◆

① 「個別機能を備えた便房」を設けた便所

・施設の用途や利用状況を勘案し、利用者の集中を避け、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房の設置を進めるため、「個別機能を備えた便房」を便所内に分散して設ける。

- 介助者が異性の場合があることに配慮し、少なくとも1以上の「車椅子使用者用便房」は、男女が共用できる位置に設ける。
- また排泄介助が必要な障害のある児童、成人等の脱衣等には、大型ベッドが必要であり「車椅子使用者用便房」を設ける場合には、男女が共用できる位置に、1以上の「大型ベッド付きの便房」を設ける。

② 「多機能便房」及び「簡易型機能を備えた便房」を設けた便所

・「個別機能を備えた便房」を便所内に分散して設けることが困難な場合には、以下の点に留意し、「多機能便房」及び「簡易型機能を備えた便房」を設ける。

- 介助者が異性の場合があることに配慮し、少なくとも1以上の「多機能便房」は、男女が共用できる位置に設ける。

2.7.1 個別機能を備えた便房の設計標準

(1) 共通する事項

④ 部品・設備等

イ. 手すり

- 腰掛便座の両側に手すりを設ける場合には、介助等を考慮し、片側の手すりは跳ね上げ手すりとする。

(2) 車椅子使用者用便房

① 設置数、配置

- ・異性介助に配慮し、少なくとも1以上の車椅子使用者用便房は、男女が共用できる位置に設ける。

留意点: 男女共用の便房を示す表示

- ・障害の有無等が見えにくい・わかりにくい発達障害等では、異性の保護者や同伴者が、男女共用の便所・便房や広めのスペースのある車椅子使用者用便房に同行することに、他の利用者からの理解が得にくいことがある。
- ・そのため男女共用の便所・便房においては、「男女共用であること」を様々な利用者にわかりやすく示す必要がある。

② 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・車いす使用者用便房には、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。
- ・介助者の同伴等、多様な動作が可能なスペースを確保する。

(4) 大型ベッド付き便房

- ・大型ベッド付き便房は車椅子使用者用便房に、介助によって着替え、おむつ交換、排泄等を行う際に使用される大型ベッドを付加するものである。

留意点: 大型ベッドの寸法

- ・大型ベッドに関し、大型化を求めるニーズもあることから、大型ベッドの寸法の検討に際しては、施設利用者等のニーズを踏まえて決定することが望ましい。

① 設置数、配置

- ・車椅子使用者用便房や多機能便房を設ける場合には、そのうち1以上を大型ベッド付き便房とする。
- ・施設用途や規模等を考慮した上で、異性介助に配慮し、1以上の大型ベッド付き便房は、男女が共用できる位置に設ける。

② 空間の確保等

- ・車椅子の動きや介助者の動きを考慮し、十分なスペースを確保する。

2.7.2 多機能便房の設計標準

留意点: 多機能便房への乳幼児用おむつ交換台等の設置

- ・乳幼児用おむつ交換台、乳幼児用いす及び大型ベッドを多機能便房内に設ける場合は、車椅子使用者が必要とするスペースを確保しつつ設けることが必要である。

2.10浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室(抜粋)

2.10.1 浴室・シャワー室の設計標準

(2)車椅子使用者用浴室

① 設置数、配置

- ・不特定多数の利用者が利用する浴室を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、車椅子使用者が円滑に利用できる浴室(以下「車椅子使用者用浴室」という。)を設けることが望ましい。
- ・公衆浴場、宿泊機能を有する建築物では、異性による介助に配慮し、男女が共用できる位置に、個室タイプの車椅子使用者用も利用できる浴室(以下「貸し切り浴室」という。)を1以上設けることが望ましい。

(3)車椅子使用者用シャワー室

① 設置数、配置

- ・不特定多数の利用者が利用するシャワー室を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、車椅子使用者が円滑に利用できる浴室(以下「車椅子使用者用シャワー室」という。)を設けることが望ましい。
- ・体育館や水泳場等のスポーツ施設等では、異性による介助に配慮し、男女が共用できる位置に、シャワー室を1以上設けることが望ましい。

(4) その他

- ・専ら高齢者が利用する施設、専ら障害者が利用する施設の浴室等は、利用者や入居者の動作等の特性及び介助の方法に応じた設計とする。
- ・これらの施設の浴室等の設計は、設計標準を参照しつつ、福祉施設の設計技術書も参照して、実情に合ったものとする。

2.10.2 脱衣室・更衣室等の設計標準

(3) 車椅子使用者用の脱衣・更衣スペース

① 設置数、位置

- ・異性による介助に配慮し、男女が共用できる脱衣室・更衣室内に、車椅子使用者が円滑に利用できる脱衣室・更衣等のスペースを1以上設けることが望ましい。

(5) 部品・設備等

② 脱衣のためのベンチ等

- ・高齢者、障害者等が着替えの際に、横になる場合もあるため、1以上の脱衣のためのベンチを設ける。
- ・利用者の状況に対応し、介助スペースを確保することができるよう、脱衣のためのベンチを床に固定することは避ける。

2.11 劇場、競技場の客席・観覧席(抜粋)

◆ 設計のポイント ◆

- ・車椅子使用者用客席・観覧席は、舞台やスクリーン等が見やすい位置とし、客席の選択が可能となるように配慮する。また同伴者とともに利用できるような配慮する。

2.11.1 客席・観覧席の設計標準

(1)車椅子使用者用客席・観覧席

③ 寸法

- ・車いす使用者用客席・観覧席の間口は車いす1台につき、90cm以上とし、奥行きは120cm以上とする。
- ・通常の車いすよりも大きなリクライニング式の車いす等の使用者にも対応するため、奥行き140cm以上の車いす使用者用客席・観覧席も設けることが望ましい。

留意点:可動席[※]による車椅子使用者用客席・観覧席等の確保

- ・大型車いすの使用者をはじめ、乳幼児連れ利用者、盲ろう者(同伴者4名程度)等、多様な利用者の利便性に配慮し、可動席スペースを確保することは重要である。

④ 同伴者(介助者、家族、友人等)用の客席・観覧席

- ・車いす使用者の同伴者席は、車いす使用者用客席・観覧席に隣接して設ける。
- ・客席スペースや構造等により、車いす使用者の同伴者席を隣接して設けられない場合には、車いす使用者用客席・観覧席にできるだけ近い位置に設ける。
- ・車いす使用者用客席・観覧席を仮設で設ける場合は、仮設の同伴者席も設ける。

(2)一般客席・観覧席

留意点:区画された観覧室の活用

- ・隣の人や周りが気になって、落ち着いて鑑賞することができない、知的障害者や発達障害者、その同伴者にとって、区画された観覧室は有効なものである。

ホテル又は旅館における建築設計標準(抜粋)

1.2高年齢者、障害者等に配慮した建築物整備の考え方

(2)建築計画の手順

⑤ 案内・誘導等に必要な人的配置、情報提供等の方法に配慮する(ソフト面の工夫)

ア. 共通

- ・施設管理者・従業員(職員)等は、敷地内及び施設内での高年齢者や車椅子使用者等の移動支援や、視覚障害者や聴覚障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等の多様な利用者の案内・誘導等に必要な人的配置、情報提供とコミュニケーション方法に配慮する。

⑦ 火災や地震等、非常時の対応を計画し、取り組む

- ・避難に時間を要し、避難介助を必要とする高年齢者、障害者等に対する避難誘導、避難支援を行うための配慮も重要である。

(3)建築計画の要点

⑤ 高年齢者、障害者等の客室の選択可能性に配慮する

ア. 車椅子使用者用客室の整備

- ・原則として、車椅子使用者用客室は高年齢者、障害者等が同伴者と宿泊することに配慮した広さ、間取りとすることが望ましい。ただし、都市型立地・主にビジネス利用が想定される施設であれば、介助を必要としない利用者を想定し、シングルルームの車椅子使用者用客室を提供することも考えられる。

国土交通省住宅局におけるバリアフリーに関する取組

建築設計標準における優良設計事例の紹介

建築設計標準 設計事例集掲載リスト

	名称	階数	竣工年	延床面積	用途	建築等
1	久居市立誠之小学校	地上3階(一部平屋建)	2000年3月	2,901.31㎡	小学校	新築
2	静岡県立浜松大平台高等学校	地上4階	2006年3月	19,857.78㎡	高等学校	新築
3	原宿幼稚園	地上2階	1998年7月	655.57㎡	幼稚園+住宅	新築
4	お茶の水・井上眼科クリニック	地上18階～20階		2,827㎡	クリニック	新築
5	比布町立びっぴクリニック	地上1階	2000年	1,614.99㎡	クリニック	新築
6	石川県立音楽堂	地下2階 地上5階	2001年8月	29,400.99㎡	劇場(コンサートホール、邦楽ホール、交流ホール)	新築
7	刈谷市総合文化センター	地上5階 地下1階	2009年8月	22,767㎡	文化センター	新築
8	広島市民球場	地上7階 地下1階	2009年3月	39,524.01㎡	市民球場	新築
9	さいたまスーパーアリーナ	地下1階 地上7階	2000年3月	132,397㎡	アリーナ+コミュニティアリーナ、スタジオM、文化アミューズメント施設	新築
10	国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)	地下1階 地上3階	2001年	11,917.19㎡	交流センター	新築
11	やわらぎ斎場厚別	地下1階 地上2階	2001年11月	2,757㎡	斎場	新築
12	新宿高島屋	地下4階 地上14階	2000年3月	160,147.45㎡	物販店舗	新築
13	松坂屋上野店	地下3階 地上8階	1929年4月	51,638㎡	物販店舗	改修
14	ジャスコ茅ヶ崎店	地上5階	2000年10月	64,673.25㎡	物販店舗	新築
15	ローソン勝島一丁目店	地上1階	2000年3月	172.83㎡	物販店舗	新築

	名称	階数	竣工年	延床面積	用途	建築等
16	富士レークホテル	地下1階 地上6階			ホテル	改修
17	京王プラザホテル	本館-地下2階 地上47階、 南館-地下2階 地上34階	1971年3月	175,042.56㎡	ホテル	改修
18	ロイヤルパークホテル ザ 羽田	地上8階	2014年	11,642.60㎡	ホテル	新築
19	和歌山県庁南別館	地上10階	2007年3月	11,431.16㎡	官公庁舎(防災センター)	新築
20	鳥取県東部総合事務所	地下1階 地上5階	2000年12月	9,014㎡ (庁舎棟)	庁舎	新築
21	千里山田BC住宅A4棟	地上14階	1970年代	15,795.82㎡	集合住宅	改修
22	いしかわ総合スポーツセンター	地下1階 地上4階	2008年3月	28,316.34㎡	スポーツ施設	新築
23	せんだいメディアテーク	地下2階地上7階	2000年8月	21,682.15㎡	図書館(視聴覚教材センター等)、美術館、映画館	新築
24	弘法の里湯	地上2階	2000年8月	2,088.79㎡	公営公衆浴場	新築
25	みずほ銀行六本木支店	地下1階 地上8階	2006年12月	8,234.77㎡	サービス店舗	新築
26	わかば美容院	地上1階	1999年	約54㎡	サービス店舗	新築
27	川口市駅東口地下駐車場	地下2階	2007年4月	9,994㎡	駐車場	新築
28	坂戸駅北口公衆便所	地上2階部分の1階	2011年9月	58.6㎡	公衆便所	新築
29	世田谷区松蔭神社通り					
30	訓子府町					
31	音羽山 清水寺					
31	善光寺					

※上表以外に「ホテル又は旅館委置ける高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 追補版」に、新築・改修等の事例を掲載している。

建築設計標準における優良設計事例の紹介例(物販店舗)

(15) 買い物のしやすさにも配慮したコンビニエンスストア

- 多機能便所とそれ以外の便所を設置
- 高い位置にある商品が取れないのための、従業員呼出チャイムを設置
- 高さの異なるレジカウンターを設置



A アプローチ

歩道から出入口までの間は視覚障害者誘導用ブロックを敷設。また、数cmある出入口の段は傾斜路にして解消している。



B 駐車場

車いす使用者用駐車スペースは、通常よりも広く取っている。また、出入口に最も近い位置に配置している。



C 出入口

出入口は自動ドアとなっている。

ローソン勝島一丁目店

所在地 東京都品川区勝島1-2-8
設計者 ローソン(株)建設部
構造 造
階数 地上1階
竣工年 2000年3月
建築面積 172.83㎡
延床面積 172.83㎡
売場面積 99.45㎡
用途 店舗

「人にやさしい店づくり」をめざし、車いすでも利用可能な施設としている。車いす使用者用駐車スペースや多機能便所、通路幅の確保だけでなく、車いすの人でも使いやすいよう、カウンターを一般の高さのものとローカウンターを2種類設置している。

また、車いす使用者や子どもが高い位置にある商品を取れない場合のために、従業員呼出チャイムを設けて対応している。



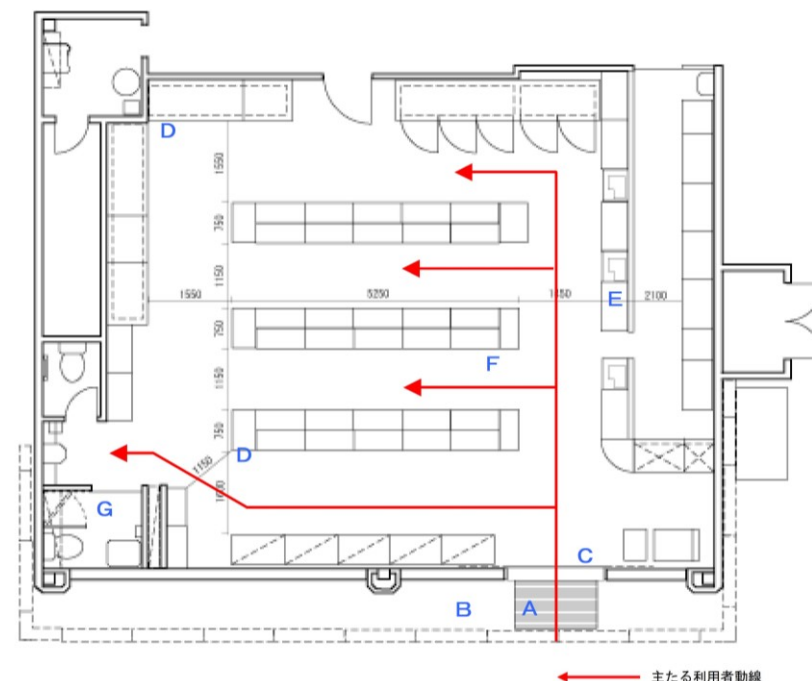
D 従業員呼び出しチャイム

車いす使用者や子どもなどが、高い位置にある商品を取れないときなど、従業員を呼び出すためのチャイムが2箇所に設置されている。



F 店内通路

他の店舗よりも広く取り、車いすも通行できる有効幅員としている。



G 多機能便所

車いす使用者も利用できる便所を設置。入口には、「どなたでも御自由にお使い下さい」との札を付けている。

E レジカウンター

車いす使用者や子どもなどの利用に配慮し、一般の高さのカウンターと約15cm低くしたカウンターの2種類を併設している。また、車いすフットレスト当たりを設置している。

- 耳マーク、サインの設置などによる情報の提供の充実
- 接客に関する教育訓練
- 段差解消、自動ドア化、通路幅の整備、視覚障害者誘導用設備ほかハード面の充実



A 入口の自動ドア化
 ドア有効幅員の拡張も含めた自動ドア化を実施している。



C 通路幅の整備

接客カウンターの間仕切りの間隔は車いす使用者が利用可能な間隔を基本としている。ロビー内の什器類についても、車いす使用者の通行のしやすさを考慮した配置としている。



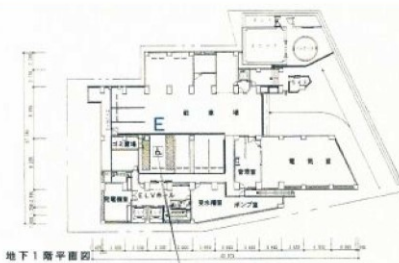
E 車いす使用者用駐車場の設置

車いす使用者用駐車場を設置し、店舗入口までの動線上の段差を解消するとともに扉を自動化している。

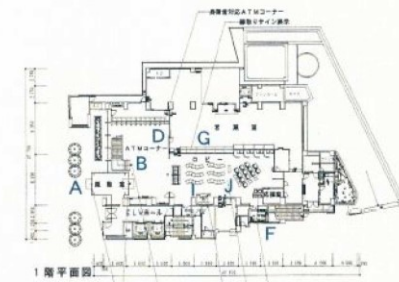


F 多機能便屋の設置

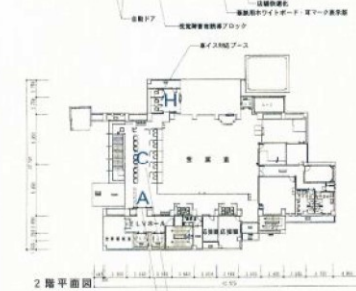
1 階ロビーに多機能便房を設置している。オストメイト対応のパウチ尿瓶洗
浄水栓・多目的ベッド・手元手洗器・手すりを設置している。
なお、壁面の操作釦、非常釦はJIS規格に基づき配置、自動ドアの開閉ス
イッチは大型釦式を採用し車いすでも利用しやすい位置に設置している。



地下1階平面図



1 階平面図



2 階平面図



役員教育の推進

高齢のお客さまやお身体が不自由なお客さまへ接客時の留意点をまとめたマニュアルを作成し、役職員の研修を推進している。



G 店内サインの工夫

文字の縁取りにより、コントラストを強め、視認性を向上させている。



H 貸金庫閲覧ブースの改修

車いすのお客さまで利用できるようブ
ースを大きくし、車いすで回転できるスペースを
確保、入口扉はコンパクトな納まりの引き戸を
採用した。



I 筆談用ホワイトボード・耳マーク表示版の設置

筆談等の準備があることをお客さまにお伝えする「耳マーク表示版」と「筆談用ホワイトボード」を設置している。



「快適な店舗」

お客さまに店内で快適に過ごしていただく為、各種情報の発信を行う大画面モニターの設置、お客さまの嗜好に合わせた雑誌のご用意等、待ち時間を感じさせない工夫をしている。

- 駐車場から屋内まで段差を排除
- 車いすのままカットが可能なスペースを設置
- 高齢者、障害者等の意見を取り入れた設計

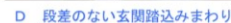


所在地 北海道北見市若葉1丁目1-2
設計者 (有)ヤマグチ建建+田中 稔浩
構造 木造(併用住宅)
階数 1階
竣工年 1999年
面積 約54㎡(美容室部分)

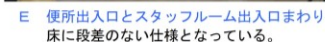
「出入口の段を無くし、多機能便房及び車いすのままカットが可能なスペースを整備するなど、障害者等の意見を取り入れた設計となっており、個人の美容室として先駆的な取り組みを行っています。」



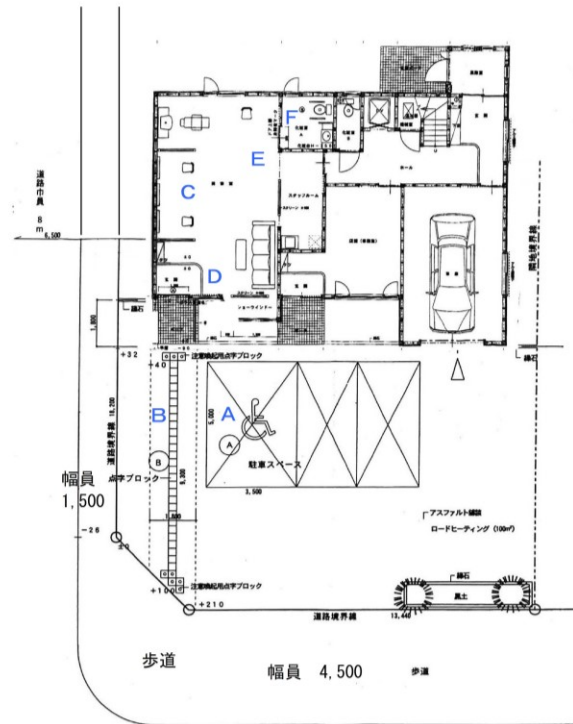
車いす使用者用駐車スペースは、W3,500mm×D5,000mmで、出入口に近く、表示を明記している。



車いすのままカットが可能なスペースとなっている。



車いす使用者に配慮されている便房となっている。



1階 平面図